

昭和二十七年六月十二日(木曜日)午後一時四十五分開会

六月十一日委員北村一男君及び白波瀨米吉君辭任につきその補欠として加納金助君及び森田豊壽君を議長において指名した。

委員長	羽生 三七君
理事	

羽生 三七君

西山 龜七君
山崎 恒君

岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君

滝井治三郎君

宮本 邦彦君

飯島連次郎君

片柳 眞吉君

島村 軍次君

三浦 辰雄君

小林孝平君

三橋八次郎君

小林 亦治君

陶井 蔡平君

嬰
子
之
言

愛
平
子

地 平 線

三

安樂城釁男君

責任者

倉田 吉雄

^a χ^2 = 10.000, df = 1, p = 0.002.

した事件

3

1

員会會議錄第五十

○農地法施行法案（内閣送付）

○委員長（羽生三十七君） それではこれより委員会を開きます。

本日は農地法案並びに同施行法案について、昨日に引続いて質疑を続行願います。

○三橋八次郎君 今回のこの農地法案は、現在の土地所有制度を基礎といたしまして、然もこれは前の土地所有制度の復元の危険が多分にあると思うのでございます。地主制度の復元ということの心配がないかどうかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員（平川守君） そういう心配はないと考えております。

○三橋八次郎君 その次はこの第一條に農業生産力の増進を図ることを目的とするというようなことがありますが、これは一体本省のほうの狙いといったしましては、労働生産性というようなことを望んでおるのか、それとも土地の生産力の増強ということを望んでおられますのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員（平川守君） これは両方含めて解釈いたすべきであると思っております。

○三橋八次郎君 両方含めてというふうな、極めて抽象的なことでございしますが、日本の農業の将来というものとしましては、どちらを重点に考えてやつたほうがよろしいとお考えになるのでございますか。その点をお伺いたしたいと思います。

○政府委員（平川守君） これはやはり

両方とも將來の問題といたしまして、高めて行くような考えで行くべきものであらうというふうに考えております。

○三橋八次郎君 両方というようなことになるますと、この法案に多少矛盾した点があるのではなからうかと思うのでございます。例えてみますると、日本の農業の零細化を防止しなければならんというようなことは、これは昔から言われておつたことでございますが、併し今現在におきましても約四〇・八％は相当零細であり、昨日の資料で見ました一町九反というようなところは二〇％—二二％前後かと私は思うのでございますが、そうなつて参りますれば、日本の農業の特色といたしまして、労働生産性というほうに重きを置くか、或いは土地の生産力の増進ということに重きを置くかというようなことは、かなり重大な問題だと思ふのでございます。今第三條にあります農地の換地の下見についての問題でございしますが、労働生産性の向上というようなことに於いて考えてみますると、これはかなり面積を持たせなければならんというようなことは当然のことでございますが、逆に今度は反当収量というようなことから考慮いたしますと、小農ほど反当の所得が多くなつておる。併し今度は労働当りの収入というものは、面積の広いものが多いというようなことになるのでございまして、この第一條の農業生産力の増進というようなことをどういうふ

て、この第三條の問題が決定して来なければならぬと思うのでございます。まあ日本は食糧が足らんと言いますれば、こゝ暫くは土地の生産力の増強ということを主体にして考えて行かなければならぬとしたならば、やはり小農経営は土地の反当所得というものから考えてみましても、五反歩未満を一〇〇%としますと、五反歩から一町歩までは九十三、一町歩から一町五反までは八十二、一町五反から二町歩までは八十三、二町歩以上は七十五というように、反当所得というものは順次下つて来るのであります。そういうようなことになつて来ますと、三反歩以内の者には土地を賈わせんというようになりますると、而も三反歩なるものは小農で、農業経営は非常に苦しいようなことでありますれば、ましてその三反歩なる者には賈わせんということになりますれば、苦しい状態をいつまでもそのままにしておくとしよううな、これは結論になつてしまふのであります。国内で四〇何%というたくさんものものを犠牲にいたしまして、適正規模を作るために三反歩以上の者に土地を持たして行くというようなことになりますると、反当収量も反当所得というものも下つて参りますし、又多数のいわゆる小農、貧農というものは非常に殘酷な取扱を受ける、こういうやうな結論になつて来るのではなからうかと思ふのでございます。従いまして、この三反歩というやうな、三反歩

以上を翻作しておる者でなければ輸入
ができないというようなことはそうい
う農政面の立場、或いは生産面、農業
経営の状況というものを考慮いたし
まして、日本の農業には実際に即しな
い農村の四〇何％というものが非常に
苦しい目を見るといふような、そうい
うような状況になつてしまふのではな
からうかと思つてございます。現行
のように買取つて三反歩というよう
にするのが適当でなからうかと思うの
でございます。勿論日本の農村の状
況を見ました場合におきまして、何
でもかんでも土地を持たせればそれで
よろしいというようなことは、これは日
本の農業の発達の間程からみまして
も、余り感心すべきことではないと思
うのでございます。が、農業の実態、農
村の現状から考えますと、第三條と
いうものは、現状のままでいいのでは
なからうかと思つてございます。そ
の辺の御意見をお願いしたいと思ひま
す。

○政府委員(平川守君) お話のよう
に、厳格な意味におきまして、土地の
生産性というものと、労働の生産性と
いうものとは或る程度一致しないとい
う点があると存じます。そこで、併し
狙いとしたしましては、その両方の意
味においての増産というものを、生産
力の増強というものを狙いたいわけ
でありますので、そこで一方において
余りに小さい経営を排除する、又一方
においては土地の生産力から見、余
りに大きい経営も排除するといふよう

な、或る程度折衷的な態度をとつておるわけでありませう。三反歩以下が、三反歩という限界が果して適切であるかどうかという点についてはいろいろ議論はあろうかと存じますけれども、考え方としては、農地というものが非常に限られておる、この限られた農地を如何なる人に配分することが現在の農地政策から見ても最適であるか。その場合に生産力の点も考え、又同時に農家の経営という点も考え、先ず中堅農家として安定し得る見込みのあるものに先ず重点を置くべきであらうか。その見込みが十分であるにかかわらず、土地が狭いために十分な経営ができないというものに先ず優先権を与えるのが順序ではないか。三反歩以下の農家というものを、これは貧農であるから排除するとかいうような意味では手頭ありませんけれども、農家としての色彩が非常に弱いものである。いずれかと言へば、その収入の過半を農業以外から得ておるというものであるわけでありませうから、大体論から申せばそういうことになるわけでありませう。そこで限られた農地を先ず優先的に与える対象は、農業を専業として生計を営んでおる、それが而も土地が狭いために適正な安定した経営が得られない、こういうものを対象に考えるのが先ず第一の順序ではないか。土地が十分でありますれば勿論更に客観的なものにも与え、或いは更に逆に言えば、非常に広面積なものにも与えるべきかも知れませうけれども、限られた農地でありませうから、先ず専業農家というものを対象に置いて、そうして而もその専業農家のうちで土地が狭いために安定した

経営を行えない、能力は十分持つておるのだ、こういうものを先ず優先の対象に考えたいという考え方でありませう。

○三橋八次郎君　そうなつて参りますと、又ここにいろいろの問題が起つて来るわけですが、農業所得によりまして百パーセントを補助できる農家というものは日本にどれくらいございますか。

○政府委員(平川守書)　これもおのずから程度の問題と申すのであります。先般お配りいたしました昭和二十五年の調査によりまして、現在の生計を農業のみで営むとすればどのくらい面積が必要であるかという資料をお配り申上げましたが、これを見ますと、かなり広い面積を持たざるを得ない。大体東北方面で一町九反くらゐ、北陸、山陰等におきまして一町五反くらゐ、西のほうに参りまして一町三反くらゐは必要であると、こういう一町一反の数字が出ておるわけでありませう。併し実際問題といたしましては、こういう農家の数はいづれかと申せば少いのであつて、これらの農家も何割かの収入を農業以外の労賃その他収入で賄つておるわけでありませう。これはまあ程度問題でありまして、専業と申しまして、第一種兼業といひますか、農業が主体であつて副業的に他の収入を得ておるという状態は、これは日本の農家としては極めて普通の形態でありませう。その辺までは一いついゆる中堅農家として扱つて当然であらうと思ひます。そういう考え方である程度は副業収入も得ておるけれども、農業が主であるというものを主たる対象に置く。農業が従で、逆にほ

かの収入が主であるというよりなもので、而もそのうちの何割かを一応対象外に置く。それを客観的にわかりやすいような一つの目安で三反歩というところを押えたという考え方でありませう。

○三橋八次郎君　今伺ひしましたのは、中堅農家が日本の総農家の何割くらいあるかというようなことでございしたのですか。

○政府委員(平川守書)　これもお配りをいたしました統計のほうで、これも一応の推定になりますが、専業農家、それから第一種兼業、第二種兼業、第一種と申しますのは、先ほど申しました農業が主であるもの、第二種のほうは農業が従であるものという分け方をいたしますと、およそ五〇％が専業農家、それから二八、九％が第一種兼業、それから二一、九％が第二種兼業というようになつておるわけでありませう。これはお配りしました統計資料の六十七頁にございませう。

○三橋八次郎君　中堅農家を作つて行くというようなことは理想として誠に結構なことではございますが、併し土地は定まつた面積である。そうなつて来ますと、結局農家の戸数を減すかどうかなければその理想は実現はできません。結局農家の面積を持たせまして、今の状態では二つより方法はないと思ひます。多く持つておる者から取つて少い者に加えるか、或いは少い者の土地を殖やさんようにしてむしろそれから取上げるような恰好で中堅のほうに附加して行くかというこの二つの方法よりないと思ひます。併し日本の農業の構造上か

ら見ますと、四〇・八％というものはむしろ土地が不足で困つておる者なうです。その困つておる大部分の者を放つておきまして、そうして理想の中等経営をする者に土地を集めるような政策をした場合においては、大体日本の国の四〇・八％というものは大変困つた経営を続けて行き、将来又一層困つたような結論になつて来るといふことになりませうが、その辺はどうお考えでございませうか。

○政府委員(平川守書)　勿論この農地法だけで全部の理想の適正規模といひますか、中堅の農家を理想的に実現するといふことはむづかしいと思ひますが、この農地法の範囲内においてできる限りそういう方向に向いて行きたい。でありますから、例えば今の三反歩以下の農家というよりなものとつきましては、農地の問題としては、新らしく農地を取得することは遠慮をしても可い。で、これらの農家の経済の安定という意味においては、農業以外の収入があるわけですから、そういう面においても又考えなければならぬ問題であります。お話のように結局限られた農地を分ける場合に、大きいほうから取つて来るか、小さいものをオミツとして大きいほうに持つて来るかといふことに理窟としてなると思ひますけれども、今のこの農地法の考へておられますのは、新らしく農地を購入する機会がありました場合にそれを誰に与えるかといふことであります。一応の現在の状態というものは是認をいたしまして、新らしく農地を獲得する機会があつた、或いは自作地が売りに出た、或いは自作地が売りに出た場合、或いは新らしい開拓地ができた場

合、そういうような場合にそのプラスの分を誰に持たせるかという問題として考へておるわけでありませう。そういう場合には一応三反歩以下の農家を主とし、農家、それから三町歩以上の相当大きな面積を持つておる農家、そういうものには遠慮をしても可い。そうして中堅の農家で而も適正な経営を営むに足るというものに優先権を与える、こういう考え方であるわけでありませう。三反歩未満の農家というものは御参考までに申上げますれば、全農家の約二〇％であります。

○委員(長瀬三三三君)　ちよつと御質問の途中ですが、私からそのところをちよつとお尋ねしたいのですが、三反歩という下のことだけが論議されておるようですが、上のほうの限界です、上のほうの限界を考えた場合に三町です、本州といひますか、北海道を除いて三町といふ場合に、果して日本の経営規模から言つて、それは三町歩でも十町歩でもいいには違ひないが、むしろ八反又は九反あたりが平均耕作面積になつておる場合に、むしろ問題は、下のほうの三反歩にもあるが、上のほうの三町歩にもあるはしないかという私は解釈しておるが、その辺はどうお考えになりますか。

○政府委員(平川守書)　これももとより問題として考へましたわけでありませう。ただ或る程度は農家としても発展して行ける希望を持たせるといふ必要もあらうかと思ひますのでありませう。この三町歩と申しますのは、地帯的にそれと異なつた数字をきめておるわけでありませう。自作農として自家労働で、生産力から言つても経営から言つても立派な経営が行い得るとい

なお又、自分の土地を耕しまして、農業経営の発展を來たすところの農家の意欲というようなものにも非常に障害を与えまして、結局三反歩以下の土地では農業ではやつて行けんのだというようなことで村を離れる者がその結果どん／＼できて來るというようなことになりますれば、これ又非常に困つた現象になると思うのでございます。法文のほうでは、ここには三反歩以上の耕作者とは書いておりますけれども、あとで又それを酌量するようなことも書いておるのでございますけれども、やはり明文のほうが強いような感じを与えますから、これも三反歩以上を持つておる者でなければというのでなくて、購入して三反歩になるというような現行法のはうが、これは日本の実態から考えましてもいいのではないかならうかと、かように思うのでございますが、再び繰返して御答弁頂きたいと思ふのでございます。

○政府委員(平川守君)　その考え方の問題だと思つてありますが、私どもの考えは三反歩未満の農家というのは全体の戸数から見ますれば約二割くらいはの戸数である、三町歩以上といふのはまあ一割そこ／＼の戸数であります。そういう程度の、どちらかと申せば、現在のの中堅農家という言葉よりもほど幅の広いところを対象に置きまして、それからはずれる、農家としてではなく例外的な、殊に三反歩以下というようなものになります。と、相当農業と縁のない、例えば商業でありますとか、或いは勤め人でありまつかとというような、農業とかなり縁のない職業を主業にしておるような者も相当にあるわけでございます。そ

ういふ人々に対して、働かれた土地を六反、七反持つてもう少し欲しい人と同順位で与えようということがいいか、或いはそういう人々は達観してみれば農業に対する色彩の薄い人であるからして一応除外のほうに入れておいて、例外的に中には非常にこれくらいに自作農としてやつて行こう、こういう人もあるでありましようし、又例えば地帯別に見て半農半漁、或いは半農半林といったような関係で農業に非常に縁の近い職業をやつており、その地帯全体として一戸当り面積は比較的少いのだ、こういうような場合にはその地帯として特例を設けることも認める。これは個人として、特に自作農として立派にやつて行けるものであるというものにも例外を認めるということとで、むしろこういうものは例外措置として救つて行く。一般的に大体三反歩というようなけじめで行きますと、むしろ農家というよりは農業がほんの副業である、極端に言えば家庭菜園をやつておるというようなものの中に含まれるわけでございますから、そういうようなものはやはり次順位に置くと、こういう考え方のほうが、同じ村で仮に何反歩か何町歩かの耕地が手に入つて誰かに分けられるという場合に於いて、六反歩、七反歩持つておつてもう一反欲しい、というような人に先にそれを優先的に与えるということのほうが、生産力の点から見ても、又農業経営の安定を図るという意味から言つても順序ではなからうか、こういう考え方でありまして、この点については議論もあらうかと思ひますけれども、従来の農地法の考え方も、表現は違ひますけれども、大体そういう考

○三權八次郎君 反収、反当農業所得というものと労働生産力というようなものを比較してみますと、先ほど申しましたように、労働生産性は狭いほど低くなつておるといふことはよくわかるのでございますが、そうなつて来ますと、六反持つておる者に一反附け加えてやるといふよりも、一反三畝持つておる者に一反歩附け加えてやるというほうが生産力の増強というよりな意味におきましては却つて増産になつて来るというやうな結果になると思うのでございますが、そういうやうな見地から考えまして、法に明記して、六反歩のほうへ一反歩は附加するのだ、一反五畝のほうにはこれは附加せんののだというやうなことをはつきりするのがこれはよいと思うのですか、悪いと思うのですか。

○政府委員(平川守君) 例えば反収等を見ましても、これは必ずしも狭い面積のほうは反収が高いというわけには参らないと考へております。先ほども申しましたように、三反歩以下の農家というのはそのうちの六〇%ぐらいは月給取でありますとか、その他、他の全然農業に縁のない職業に従事しておる人々でございます。やはり農業を専業にやつておる者のほうがその農業に熱心であり、農業の生産力も高い、單位面積当りの生産力は少くとも高い、こういうことは一般的に言える面も相当地に多いと思うのであります。従ひまして、この限度は非常にいろ／＼議論もあろうかと思ひますけれども、非常に極端に小さい経営というものは、農家として農業面から見ても、生産力の面から見ましても必ずしも非常に好ま

或る程度の面積を持つて農業を主業にしておる者というものを尊重すべきものではないかというふうに考えるわけでございます。

○三橋八次郎君 反収と経営面積の関係は作物の種類によつてこれは余ほど違ふと思う。一概に狭いものが収量が少いとは言われないと思うのであります。水田の経営などは或る程度まで面積が大いに、田の面積が大きいほうが反収も大きくなると思うのであります。第一條の「耕作者の地位の安定」というようなことから考えますと、農業所得というようなものがこれが可なり問題になると思うのであります。が、所得というような点から考えますと、日本の農業の現状におきましては、先ほど申し上げましたように、狭いもののはうが反当所得というものは非常に多いということは、これは統計上非常にはつきりしておるのであります。そうなつて来ますと、反収を犠牲にして労働生産力のみ考えるか、或いは労働生産力を犠牲にいたしまして反収に力を置いて行くか、この二つに結局は分れて来ると思うのでございます。面積が少くて農業経営上苦しんでおるその度合と、面積を可なり持つておつて農業経営上非常に苦しんでおる度合とは私はその度合が違ふと思うのであります。従ひまして、六友のものに一反歩加えるというよりは、一反五畝のものに一反を加えるというほうがまだこれは農業政策のほうから行きますと、日本全体の収量というものを上げる上から行きますして適當な方法ではなからうかと思うのであります。が、その辺のところはどういうふうに考

ておりますか。

○政府委員(平川守庸) これは抽象的に申せば、その三反以下、或いは六反程度が、全体のその対象がすべて農業が専業であるという場合にはお話を通りであらうと思つておきます。全部が農業専業の農家である、或いは兼業がありまして同じ程度の兼業を持つておる農家であるということでありまして、或る程度まで狭いところまで、小さいものから救つて行かなければならぬという議論も成り立つかと思つておきます。ただそこに先ほど申しましたように、三反未満の農家というものは実は農業をやつておるという意味においては全部農家の分類に入りますけれども、その六〇％は農業と縁のない職業で過半の生活の収入を得ておるのだということでありまして、私どもの農業政策の重点として考へる場合には、やはり農業を専業とし、或いは少くとも農業を主業とする者に重点を置く。これが生産の面から見ても、又農家の安定という意味から見ても最も喫緊ではなからうか。そのほかの職業で過半の収入を得て、併せて農業を営んでおるという者については、ひとり農業だけから対策を考へてもはかの面での対策というものもあり得るわけでありまして、農業政策の面から見て、殊に狭い農地をいずれに与えるかという場合には、やはり農業の色彩の強いものを優先的に考へるということがどうしてもこれは順序ではなからうか。でありますから、今の御議論はやはり三反歩以下、六反歩といつたような面積だけで考へられないで、その三反歩以下の農家というものは実際は農家と言へば農業以外の要素が余りに大きい。そういう点に重点があると私どもは考へるわけでありまして。

○三橋八次郎君 今農業的色彩といふことをおつしやいましたけれども、農業的色彩といふものはただ専業であるか、そうでないかということだけで見分けるといふことにはこれは大きな誤りがあると思つておるわけでありまして、申しますのは、日本の農家のうちで専業で立つて行く者といふものはこれは数は少いと思つておる。ここに私も統計を持つておりますけれども、全体総農家平均いたしましたして、専業農家といふものが五〇％もないのでございまして、土地を二十町歩持つておる農家の専業、兼業の割合を調べてみますと七二・四というふうな状態でありまして、二十町歩です。二十町歩以上という土地を所有しておるもので専業兼業農家の割合といふものは七二・四であります。こういうふうなことで、全国平均いたしましたして五〇％よりも少ないものを、これを専業農家とやないから農業に熱心じやない、だから土地を与えても確な農業はせんだろうというように解釈を願うということでは、日本農業生産増強という意味においては非常に遺憾な点が多いのではなからうかと思つておる。勿論面積の非常に狭い三反歩未満は二〇％でございますからこれは非常に専業農家のパーセントは少くなつていきますから、今局長の言われますように、専業であるかどうかといふようなことを反別的基本盤として土地を与えるか与えんかといふことを考へた場合には、三反歩未満のものは全然問題に入らぬといふことになると思つておるわけですが、こ

いうように日本の農業は全国の平均で五〇％の専業農家しかないというふうな見地からみますと、専業だから農業的色彩が強くてそのほうに味方をし行こうというふうなことになる。すると、本当に残りの二八％といふものには非常に力は力になります。兼業農家の七〇％何パーセントといふようなものは非常にそのために障害を受ける、こういうふうな結果になつて来る。ではなからうかと思つておる。ございしますが、専業農家が農業に必ず熱心であるといふように御解釈なさつて、どこまでもこの三反歩といふのを主張なさいますのかどうか、その点を伺いたいと思つておる。

○政府委員(平川守庸) 先ほど申し上げましたけれども、三反歩以下の農家といふのは内地で申しますと、約二〇％程度でございまして、一方専業兼業といふ分類でみますと、専業農家は五〇％でありますけれども、第一種兼業といふのが二八・九％約三〇％近くあるわけでありまして、大体私どもの今狙つております三反歩以下をはずした農地獲得の対象になり得る農家は八割まではこれに入り、残りの二割がこの三反歩以下に該当しますけれども、それも地帯別に、例えば漁村であるととか山村であるとかで、三反歩が少し高過ぎるといふ地帯においては例外的に知事がこれを定める。又個々の農家で現在三反歩以下であるけれども、これは自作農として立派にやり得る見込みがあるといふものは個別的に除外として拾うといふことでありますから、一応農地を得ることの対象になつております農家はそれほど少ないものではありませぬので、八割方は一応全部拾われておる。その中には兼業農家はもとより三割くらいございす。勿論農業が専業であつて兼業をやつておるといふ形は日本においては極めて普通の形でありまして、その第一種兼業といふような程度のもの、大体それがあつてくみまされればこの三反歩以上は該当するわけでありまして、そういうものについてはこれを対象に置くといふ考え方でありまして、又例外を認めておるわけでありまして、考え方としてはこれでよろしいのではなからうかと思つておる。

○三橋八次郎君 まあまだよく私も納得は行きませんが、結局私の主張いたしますのは、零細農と称せられる四〇・八％の農家の発展意欲といふものをこの法律によつて阻害せられるのではないか、又生産力といふようなことから考へても、五反未満のものが農業所得の最高であるのに、二町歩以上になつて来ますと七五に下つておるといふようなことなどから考へまして、どうしても日本の農家は零細化しておるのでありますから、数多くの人に増産をせよというふうなうなるに進みませんと、日本のいふやうな耕作者の地位の安定も実際の農業生産力の増強といふことも非常に困難だと思つておる。そういう意味では少数のこの土地を得られるような人を更に助けてやるというふうなことを、土地が少く兼業もやりはかの仕事もしておるが、なお農業経営状況が非常に不振であるといふような農家を、大部分数多いといふ農家を助けてやるかといふのが結局この第三條の分れ目になつて来ると思つておるわけですが、従いまして、三反歩以上なければ購入ができないというのじやなくて、少くとも購入して三反歩となるものにはというように、まあこれは現行法でございまして、まゝこれは現行法でございまして、一つ改めて頂くこと、なお又その運用に当りましては、その地帯の農業経営の状況といふようなことを考へまして、この運用を実際に即したように運用して頂くようにやつてもらいたいと思つておる。

その次の問題は、この農地法案は本法施行以前の在村地主所有一町歩以上の小作地は政府の買収対象としていないのであります。これは明かに地主的土地所有の温存を図らうとしておるようにも思つておる。農地法案の施行の前後にかかわらず制限面積を超える一切の小作地に對しましては、強制譲渡といふような措置を講ずべきが本當だと思つておるわけですが、その点は如何でございませうか。

○政府委員(平川守庸) この法案におきまして、一町歩以上の小作地については強制譲渡の方法をとるといふことにはいたしてあります。

○三橋八次郎君 それは如何でございませうか。

○政府委員(平川守庸) それは第六條で「左に掲げる小作地」云々を所有してはならないという中に、第二号に「その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地」で、「その住所のある都道府県に於いて別表で定める面積」とありますが、この「別表で定める面積」が農地において平均一町歩の面積であります。第一号のほうは不在地主の発生を防いだ條文でございす。

限りは進めて行くというつもりであるわけでありませう。

それから農地の移動の問題につきましては、これは最近やや殖えておりますけれども、例えば二十六年の上半期においても約二万町歩の移動がございましたが、これは戦前の普通の状態におきましては、非常に古い勲業銀行あたりの調べでは二十万町歩くらいの移動はあつたわけでありませう。必ずしもそう非常に移動の面積が多いというほどのこともないと存じまするし、又その移動の内容をみましても、むしろいづれかと申せば、地主が現に小作者にその土地を売渡す場合、或いは終戦後いわゆる飯米農家式な経営をやつておりましたものが、その土地を普通の自作農に売渡すというような場合、そういう場合が相当多いようでありまして、むしろこの移動によつて自作地の面積が拡充する傾向にあるというふうに考えております。

それから小作地の引揚げの問題につきましましては、これは農地調停等いろいろな問題のようであります。これにつきましましては、法律におきましても御承知のように非常に厳格なる制限を附しておりまするし、又調停等につきましても、今後区画整理等によりまして不当な引揚げの行われないように、これを法制の運用及び調停の実際の指導等によりまして、そういう不当な傾向のないように努めて参りたいと、かように考えております。

○小林肇平君 今御説明になりましたことにつきまして、なおお尋ねいたしたいことはありますが、又後はど改めて詳細お尋ねいたしますことにはいたします

が、こういうことについて調査された資料でもありましたら委員会に御提出をお願いしたい、こういうふうな思つております。

次にお尋ねしたいのは、この配付されました農地問題に関する統計資料の五十一頁によりますと、農家戸数に対する経営面積五反歩以下の農家の割合は、内地では昭和十六年に三三・五%、昭和二十五年では四一・五%、北海道では昭和十六年一六・八%、昭和二十五年二五%というふうに出ておるのであります。又最近発表されました農業動態調査によつてみましても、農家総数に対する三反歩乃至五反歩の農家の割合は、昭和二十五年の二月の調査のものでは一五・八%に比べて、昭和二十六年二月調査のものは一六・一%でありまして、実数において〇・三%増加しております。農地は細分等細化されていることは當局も確認されておると思つておりますが、こういう点どういふふうにお考えになつておるか。又農業動態調査によりますると、昭和二十六年の二月の一日前一年間において、耕地の拡張が四万二千九百二十六町、改竊が一万八千四百八十九町、差引二万四千四百三十七町の拡張となつておるのであります。併し田畑別にみますと、畑は二万八千六百五十七町の増加となつておりますが、田のほうは却つて四千二百二十町の減少となつておりまして、注目すべき問題を提供しておると思つておるのであります。かような傾向は昭和二十五年の二月一日前一年間においても同様

に現れておるのであります。こういうふうな今申し上げましたような数々の事態に鑑みてみますと、農地政策の基本

法となるべき今回の農地法は、単に従来の三法令を統合しただけでは十分でないものでありまして、これで足れりとして差支えないのであらうかどうか、どういふふうにお考えになつておるか、それをお尋ねしたいと思つております。

又政府は何か根本的な対策を考えておられるのであるかどうか、この際はただボツダム政令の有効期間の関係から、暫定的にかような単に三法令を一つにしたというふうな措置をとられたのであつて、近い将来には、近い機会に農地法の根本的の改正をする意思が政府にあるのかどうかという点をお尋ねいたします。

○政府委員(平川守君) 農家の零細化の傾向は、特に終戦後非常に著しくつたわけでありまして、海外からの引揚げ、或いは都市からの帰農等々の理由によりまして、非常に急激に零細な農家が多くなりました。これは特に絶対戸数においても農家戸数自体が非常に増加いたしまして、その増加したうちの多くの部分が零細農家であつたという事は、当時の海外からの引揚げの事情なり、或いは食糧事情なりというものから判定がつくと思つておるであります。最近におきましてはこの傾向は少くとも鈍化したしてござりまして、むしろ極く最近には若干非常な過小農は整理をされるというくらいに段階にあるように存するのであります。ただ今後問題としていたしまして、人口の増加に伴ひまして、殊に次、三男の問題等々を考えますと、やはり全体としては零細化の傾向にあると言わざるを得ないと思つております。これに対する対策としては、根本的にはひとり農地

の政策だけでなしに、農業政策全体、或いは更に経済政策全体の問題でもあらうかと思つております。取りあへず差当りの問題といたしまして、農家の相続の問題に絡んで零細化が行われようという傾向にあるので、相続に關係して農地が分割せられる傾向を防ぐ一助をいたしまして、相続税法の改正が行われまして、これによつて一部分の農家は免税をされる、七割くらの農家は相続税をかけるられないで済むというふうな相続税の改正等もいたしたわけでありまして、なおこれはひとり零細化だけの問題とは言えないかと存じますけれども、農地を止むを得ず手離さなければならぬといったような事態の起ることを防ぎますために、例の強制譲渡の方式を活用いたしまして、さうな場合が起りました場合に、政府がその土地を買上げまして直ちに又本人に払下げをいたす、売渡しをいたす、そして一定の長期年賦償還によりましてこれを返済せしむる、實際上はこれは金融の役目を果しておる、こういう種類の資金を本年は八億五千万円ほど予定をいたしておるようなわけでありまして、零細化に対する対策といたしましては、これは農地法のみで解決することは到底困難でありまして、農地法に対する農地だけの問題でなしに、さういつたような全体の問題として考えて行かなければならぬ、かように考えております。それから農地の改竊の問題につきましては、御指摘のように大体において改竊せられる場所が比較的に場所でありまして、これに対して新たに造成せられる

農地は農地の開拓地等でありする關係上、水田等は比較的多く潰れるという現象は確かにあるわけでありまして、これに對しましては農地法の許可制を布くことによつて極力これを防止いたしておきます。又駐留軍或いは予備隊の問題といたしまして、これに對して極力農地の改竄を避けるような方針に出しておりますし、又新たな開拓或いは干拓等の問題につきましては、これは別途五十年計画等を立てまして、極力予算その他の政府資金を投入することによつて、新たな農地の造成もやつて参りたいと、かように考えております。なお更に今少し根本的な農地の改竄を防止する方策はないものかということも考案をいたしておるものであります。これにつきまして

は、なおいろいろ検討すべき点がございます。只今具體的にさういふ方法でということをお申上げる段階に至りませんが、單なる許可制度だけでも十分ではないか、もつと別途の政策も併せて講ずべきではないかということも考案しておるような次第であります。

○小林平君 それからもう一つその三法令を統合しただけでは、今暫定的に三法令を統合して農地法案を作られましたけれども、今後どうも不十分であるから新たな対策をお考えになるかどうか。

○政府委員(平川守君) 差当り今具體的に考えておりませんが、農地の問題につきましては非常に根本的な問題でありますので、いろいろ問題点については絶えず研究を進め、更に是正すべきものは是正して参りたいと、

かように考えております。只今具體的にどこをどうということは考えておりません。

○小林平君 まあ今日は私は……。

○委員長(羽生三七君) 今日はこれでよろしうございますか……。

それでは今日はこの程度で散会いたします。

午後三時零分散会